

医ケアチャプター現場グループ参加規約兼同意書

第1条（目的）

本規約は、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会（以下「当法人」という。）の医ケアチャプター（以下「当会」という。）の現場グループ（以下「当グループ」という。）を適正に運営し、家庭及び医療福祉施設での生活を送るにあたり、日常的に医療的な観察・配慮・ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）の保育所における受入の促進、医療的ケア児への安全でよりよい保育の提供を目指し、当グループメンバー各自の知見を持ち寄り、相談・助言・議論を行うことを活動の目的として、細則を定めるものである。

第2条（当グループメンバーの資格）

以下のいずれかに該当する者は、本規約の定めに従って当グループのメンバー（以下「当グループメンバー」という。）となることができる。

（1） 当法人の法人正会員（正会員）又はなかま法人会員（賛同団体）であって、利用者及び利用希望者へ当グループ参加にかかる個人情報の利用に関して必要な事項を通知し同意（以下「個人情報に関する同意」という。）を得ている者

（2） 利用者及び利用希望者へ個人情報に関する同意 同意を得ている法人及び個人のうち、当会代表が参加を認めた者。なお、本号に該当する者については、当法人の法人正会員（正会員）もしくは なかま法人会員（賛同団体）、又はなかま個人会員への入会を推奨する。

第3条（当グループへの参加）

1 当グループメンバーとなることを希望する者は、当会所定の申込みフォームに必要事項を入力し、又は当会所定の申込書を当会所定の方法で提出することにより、参加を申し込む。

2 当グループメンバーの参加日は、前項に定める手続の履践が全て完了した日とする。ただし、本条第4項の規定に基づいて本項の適用を排除した場合には、当会代表が別途定める日とする。

3 当グループメンバーは、氏名（名称）、住所（所在地）、運営する小規模認可保育園の名称その他入会申込み時に当会に届け出た情報に変更があった場合には、当会に対し、変更後の情報を速やかに届け出るものとする。変更後の情報に変更があった場合にも同様とする。

4 本条の規定は、当会代表の承諾がある場合には適用しないことができる。

第4条（当会および当グループの会費）

当グループの会費は無料とする。

第5条（当グループからの退会）

1 当グループからの退会 を希望する当グループ メンバーは、退会 希望日の30日前までに、当会所定の退会 フォームに必要事項を入力する方法、又は当会所定の退会届を提出する方法により、退会 を希望する旨及び退会 希望日を当会代表に届け出るものとする。

2 当グループメンバーの退会 日は、前項の当グループメンバーの届出に入力又は記載された退会 希望日とする。ただし、本条第5項の規定に基づいて前項の適用を排除した場合には、当会代表が承諾した日とする。

3 当グループメンバーが当法人の法人正会員（正会員）又はなかま法人会員（賛助団体）の資格を喪失した場合は、当グループメンバーの資格も当然に喪失する。

4 当グループを退会した者その他当グループメンバーの資格を喪失した者は、退会日以降、当グループメンバーであることを表示してはならない。

5 本条の規定は、当会代表の承諾がある場合には適用しないことができる。

第6条（禁止事項）

1 当グループメンバーは、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

（1）他の当グループメンバー、第三者若しくは当法人の財産若しくはプライバシーを侵害する行為又はそれらのおそれのある行為

（2）公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

（3）犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれらのおそれのある行為

（4）当法人の運営、活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為

（5）次条第1項の表明若しくは確約に違反する行為又は次条第2項各号に定める行為

（6）その他前各号に準ずる行為

2 当グループメンバーが、前項各号のいずれかに該当する行為をしたと当会が判断した場合、当会は、当会代表の決定により、当該メンバーを除名することができる。

第7条（反社会的勢力の排除）

1 当グループメンバー及び当グループメンバーとなろうとする者は、暴力団員等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを確約するものとする。

2 当グループメンバー及び当グループメンバーとなろうとする者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的責任を超えた不当な要求行為

（3）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

（4）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（5）その他前各号に準ずる行為

第8条（当グループメンバー間の業務委託関係）

1 当グループメンバーは、当会が指定又は提供するプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）上で、以下の業務範囲に含まれる助言の提供（以下「助言業務」という。）を、当グループ又は他の当グループメンバーに対して無償で求めることができる

（以下、本規約に基づき助言業務を求める当グループメンバーを「委託メンバー」といい、助言業務の求めを受けた当グループ又は他の当グループメンバーを「受託メンバー」という。）。

<助言業務>

医療的ケア児の保育における専門的アドバイス並びに医療的ケア児とその家庭支援における専門的アドバイス

2 前項の助言業務の求めがあった場合、受託メンバーは、当該助言業務を履行するか否か、またどの範囲で履行するかを自らの裁量で決定することができるものとする。なお、受託メンバーは助言業務を履行する法的義務を負うものではない。

第9条（業務委託関係にかかる個人情報の利用目的）

1 受託メンバーは、助言業務の履行（助言業務の内容確認を含む。）に際して委託メンバーが保有する個人情報の提供を受けた場合、当該助言業務の履行のために必要かつ最小限の範囲で、当該個人情報を取り扱うものとする。

2 委託メンバーは、助言業務の提供を求めるに際して、個人情報の保護に関する法律その

他の適用法令、並びに当法人のプライバシーポリシー及び当グループが別途定める「医ケアチャプターにおける個人情報の取り扱いについて」を遵守（当該助言業務の対象となる利用者・利用希望者その他個人の事前承諾の取得等を含む。）しなければならない、

第10条（個人情報の利用目的）

1 当グループメンバーは、知り得た個人情報を、前条に定める範囲でのみ使用するものとし、前条で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に開示又は提供しないことを約する。

2 前項の規定にかかわらず、当グループメンバーは、他の当グループメンバーから知り得た個人情報を匿名化した情報を、当代表及び当該個人情報を開示又は提供した当グループメンバーの双方が事前に承認した場合に限り、学術的研究の目的（学会、学術研究会、学会誌等）での発表を目的として使用することができる。なお、当該使用に際しては、個人情報保護法その他の適用法令を遵守しなければならない。また、第三者機関に相当する研究教育機関等の倫理審査等を経て、各グループメンバーに説明と同意を得るなど、研究にあたって必要な手順を経ることとする。

第11条（個人情報の安全管理措置等）

1 当グループメンバーは、他の当グループメンバーから知り得た個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。

2 当グループメンバーは、自身の従業者が個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

3 当グループメンバーは、自身の従業者に個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

4 当グループメンバーは、個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、委託メンバー及び当代表に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。

5 当グループメンバーは、前項の事故の後、当代表及び当法人理事長と協議のうえ速やかに再発防止策を講ずるものとする。

6 第4項の事故により当会及び当法人に損害が生じた場合は、当会及び当法人は、当該当グループメンバーに対して当該損害の賠償を請求することができる。

7 当グループメンバーは、退会した場合は、個人情報及びその複製物を、委託メンバーの指示に従い、返還又は完全に消去するものとする。

8 当会が活動を終了した場合において、当会が当グループメンバーから知り得た個人情報を保有するときは、当会は責任をもって個人情報及びその複製物を完全に消去するものとする。

第12条（資料等の提供及び責任、秘密保持）

1 委託メンバーは、助言業務の提供を受けようとする場合、受託メンバーが当該助言業務を遂行するために必要な説明、書類、記録及びその他の資料（以下「資料等」という。）を、その責任と費用負担において、プラットフォーム上で受託メンバーに提供する。

2 委託メンバーの資料等の提供の不足又は誤りに基づく不利益は、相談・助言を受けようとする委託メンバーにおいて負担する。

3 受託メンバーは、プラットフォームその他の方法で委託メンバーから知り得た委託メンバーの秘密（委託メンバーが秘密として指定した情報及び、その性質から秘密として取り扱うべきことが明らかな情報を含む。）を、正当な理由なく他に開示若しくは漏えいし、又は助言業務の提供以外の目的で使用してはならない。

4 当グループメンバーは、自身の従業者に対して、前項同様の義務を課し、遵守させなければならない。

第13条（守秘義務）

1 当グループメンバーは、プラットフォームその他の方法で知り得た他の当グループメンバー及び他の当グループメンバーの利用者・利用希望者その他の関係者の情報に関し、退会後及び当会の活動終了後も第三者（家族、知人を含む。）に開示又は漏えいしてはならない。

2 当グループメンバーは、自身の従業者に対して、前項同様の義務を課し、遵守させなければならない。

第14条（再委託）

受託メンバーは、助言業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

第15条（当会の責任）

1 プラットフォームの利用又は当会の活動に関連して当グループメンバーに損害が生じた場合であっても、当会は、当会の故意又は重大な過失により生じた損害を除き、賠償義務を負わない。

2 当グループメンバー間の紛争、当グループメンバーと他の当グループメンバーの利用者・利用希望者その他の関係者との間の紛争について、当会は何らの責任を負わず、当事者間にて円満に解決するものとする。

第16条（当会の活動終了）

1 何らかの理由により、当会の活動を終了する場合は、当会代表は適宜の方法で当グループメンバーに通知するものとする。

2 当グループメンバーは、当会の活動は当法人の任意の判断により運営されるものであり、当法人の経営上の判断等により活動が終了となる場合があることを了承する。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

当グループメンバーは、本規約に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供することができない。

第18条（合意管轄）

当会と当グループメンバーとの間において、本規約に関して紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（存続条項）

当グループメンバーは、当グループメンバーとしての資格を喪失した場合（当会の活動が終了した場合を含む。）であっても、引き続き、第12条（資料等の提供及び責任）第3項及び第4項、第13条（守秘義務）、及び第15条（当会の責任）から第19条（存続条項）までの規程の適用を受けるものとする。

第20条（本規約の変更）

本規約は、当法人の理事会決議により変更することができる。当法人の理事会決議により本規約に変更を加えた場合、当会代表は、変更内容を適宜の方法で当グループメンバーに通知するものとする。

以上

令和6年（2024年）1月15日制定・施行